

## 9. 生徒指導方針について

本校では高校卒業後の社会適応や、自立し自律できる大人になっていくための準備期間として、さまざまなルールに従って高校生活を過ごしてもらいます。反社会的行為はもちろん、一般社会では許容されないマナー違反や行為に関しても、懲戒指導を含め、厳しく対応していきます。高校生として、自己の精神状態をしっかりとコントロールし行動に結びつける「自己管理能力」を高め、生きる力を養い常識と社会性を身につけて卒業していくために、下記の項目をしっかりと理解して高校生活を過ごしてください。

### (1) 服装・身だしなみ指導

#### 夏服

男子 ⇒ 上：本校指定のネクタイ・ニットシャツ

下：夏用ズボン

女子 ⇒ 上：本校指定のリボン・ニットシャツ

下：夏用スカート(ズボンも可)

#### 冬服

男子 ⇒ 上：本校指定のネクタイ・ブレザー・ニットシャツ

下：冬用ズボン

女子 ⇒ 上：本校指定のリボン・ブレザー・ニットシャツ

下：冬用スカート(ズボンも可)

※以上の服装を基本とするが、特別な事情がある者は担任の先生に相談すること。

※ブレザー、ネクタイ・リボンをつけずに登校した場合は放課後指導となる(クールビズ期間は除く)。

※防寒着を着用する場合は必ずブレザーの上から着用すること。

### ◆ 服装・身だしなみに関する注意事項 ◆

- ・化粧(アイプチ、眉描き、つけまつげ、まつげパーマ、まつげエクステ、マスカラ、マニキュア、ネイルも含む)や、ピアス、イヤリング、指輪、ネックレス等のアクセサリー類(カラーコンタクト、サークルレンズなども含む)を身につけることは禁止する。
- ・制服(ブレザー・スカート等)を切る、リボン・ネクタイの固定ホックの位置を変えるなどの変形は認めない。変形した場合は再購入となることもある。
- ・スカート丈は膝頭を基準とする。ズボンの裾はまくらないこと。
- ・学校指定のセーター・ベスト以外のセーター、パーカー等は着用禁止とする。
- ・スカートの下にジャージやスウェット、レギンス等の着用は禁止(つま先まで一体化しているパンスト、タイツは可)。
- ・ニットシャツのインナーに関してはニットシャツから出ないようにすること。
- ・キャップ、ニット帽は通学時の防暑、防寒目的のみ可。校内での着用は禁止する。
- ・サンダル、クロックス、ブーツ等の通学にふさわしくない履物で登校することは禁止する。
- ・ポロシャツのボタンは全てとめること。ただしクールビズ期間は第一ボタンを開けても構わない。

- ・長袖のニットシャツの裾はズボン・スカートの中に入れること。
- ・制服を着しく着崩したりしている場合は指導対象となる。

## (2) 授業に関する指導

- ・5大規律（①チャイム即授業開始、②授業の開始は起立・礼、③座席は指定席、④机上に授業に関係のないものは置かない、⑤授業集中）を守ること。
- ・授業中に携帯電話等の使用、もしくは音の発生は、生徒指導部より指導となる。
- ・態度不良により注意を受けても改善されない場合は、別室での指導になることがある。

## (3) 考査に関する指導

- ・私語、よそ見、携帯電話の操作等カンニングと疑われる行動や、監督者の指示に従わない行動をとった場合には不正行為とし、考査点を0点とすることがある。

## (4) 遅刻・欠席に関する指導

- ・規則正しい生活を送り、遅刻・欠席の無いようにすること。
  - ・遅刻・欠席をする場合は必ず保護者を通じて学校へ連絡し、無断遅刻・欠席のないようにすること。
  - ・8:40までに登校しておくこと。
- ※ 遅刻や欠席は進級できない最大の原因となりますので十分注意しましょう。

## ◆遅刻をした時◆

朝から遅刻をした場合や、朝から登校していても授業に遅刻（業間遅刻）した場合は生徒指導室（1棟1階）で入室許可証を発行してもらい、入室許可証を授業担当の先生に手渡し教室に入る。  
 ※休み時間等に登校してきた場合も入室許可証を発行してもらい、次の授業担当の先生に渡すこと。  
 遅刻、欠席、早退の回数をポイント換算しその数に応じて始業前登校指導を行う。それでも改善しない場合は懲戒を含む指導をおこなう。

## (5) 自転車通学及び校内駐輪について

- ・通学的手段として自転車を使用することは認めていますが、必ず道路交通法を守ること。
- ・自転車保険に関しては「全国高P連賠償責任保険」に全校生徒が加入するようになっていますが不十分だと思える人は各自で任意保険に加入すること。
- ・自転車通学を希望するものは、届けを出し、ステッカーを発行してもらい、自転車の後部に貼ること。自転車が代わった場合はステッカー再発行の手続きをすること。
- ・自転車は指定の場所にきちんと並べて駐輪すること。
- ・雑な停めかたをしている自転車、ステッカーのない自転車は駐輪場から抜いて、放課後に指導することがある。
- ・フルアシスト式の自転車・キックボードでの登校はエンジンの使用にかかわらず禁止とする。違反した場合は懲戒を含めた指導を行う。

## (6) 頭髪指導について

- ・ 頭髪を生来の状態から変化させるための染色や脱色、パーマ、エクステンション、ウィッグ等は禁止とする。
- ・ 過度な刈り上げは禁止とする。その基準は就職・進学面接試験に行ける状態かで判断する
- ・ 始業式、考査期間中、その他適宜頭髪検査を行い、頭髪の状態が生来の状態と異なる場合については定期的に改善するよう指導する。
- ・ 染色・脱色・パーマの程度がひどい者については再登校指導となることがある。
- ・ 地毛申請を認められているものは、申請時の約束を守ること。

## (7) 盗難防止について ～自己管理の徹底～

- ・ 貴重品は「出来るだけ学校に持ってこない」。持ってきた場合は「必ず身につける」「体育など教室移動の際は必ず持って移動する」など、自己管理を徹底すること。
- ・ 基本的には学校が貴重品を預かることはありません。

## (8) 携帯電話等の情報通信端末の取り扱いについて

ここでの情報通信端末とは、スマートフォンなどの携帯電話やウェアブル端末（スマートウォッチなど）、タブレットPCなどの電子端末を意味する。

- ・ 情報通信端末の使用は、休憩時間と放課後のみとする。
- ・ 情報通信端末の撮影（録音）機能を使って他人を無断で撮影（録音）することを禁止する。
- ・ 撮影（録音）した他者の権利を侵害するようなデータをネット上にアップロードすることを禁止する。
- ・ 布施北高校生として相応しくないような内容をSNSなどネット上にアップロードしていることが確認された場合は指導の対象となる。

## (9) 懲戒指導について

飲酒、喫煙、暴力行為、窃盗、などの法令違反行為はもちろん、単車通学、いじめ、セクハラなどの人権侵害、授業妨害や、教員の指導に従わない指導忌避など、さまざまな行為に対して、学校が必要と判断した場合に、当該生徒に対して懲戒指導を行う場合がある。またニコチンやタール等の成分の含有に関わらず、CBD 等全ての吸引器具の使用、所持、未成年者が使用する際に同席することを禁止する。

懲戒指導には、校長からの厳重注意である「校長訓告」、一定期間出席を停止し自宅謹慎を命じる「停学指導」がある。いずれも、保護者には来校してもらう必要がある。

## (10) 指導が繰り返された場合について

懲戒指導を含むほとんどの指導で再度同様の行為が繰り返された場合、指導内容がより厳しくなることがあります。1度指導を受けたら、二度と繰り返さないようにしてください。